

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊奄美駐屯地
第443会計隊長 林 勝之

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等：奄美駐屯地古紙売払ほか1件（内訳書のとおり）
- (2) 規格・数量：仕様書のとおり
- (3) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (4) 搬出場所：陸上自衛隊奄美駐屯地、陸上自衛隊瀬戸内分屯地

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格「物品の買受」のC等級以上の資格を有する者
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

3 契約条項及び公告の掲示場所

陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/>)、奄美駐屯地、奄美大島商工会議所

4 説明会及び入札執行の日時場所

- (1) 説明会日時場所：実施しない。（ただし、希望者は個別に対応する。）
- (2) 入札日時場所：令和6年2月20日（火）10時00分 奄美駐屯地会計隊 B庁舎2階（多目的室）

5 落札決定方法

- (1) 単価決定（消費税抜き）とし、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、くじ引きにより決定する。

6 違約金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除とする。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結をしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除とする。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合には、履行予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－履行済数量)×単価」の総額(税込)、また履行予定日及び数量が予定されている場合は解除を申し出た日以降の「履行予定数量×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者のなした入札
- (2) 電信、FAX及び電話による入札
- (3) 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札
- (4) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書等作成

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに「駐屯地用標準契約(請)書」の様式により作成する。(消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる)
- (2) 摘要する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

9 その他

- (1) 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。
- (2) 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式、令和6年2月19日(月)17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額の場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。
- (3) 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。
- (4) 入札参加希望者は、資格審査結果通知書(写)を令和6年2月19日(月)17時00分までに提出すること。
- (5) 公共事業等からの暴力団排除を推進するための措置として、西部方面会計隊ホームページ「入札参加者心得」第8章を確認し承知の上参加すること。
- (6) 第9項(3)・(5)の項目に承知し入札に参加する者については、入札書に、「当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」及び「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」と記入すること。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

10 問い合わせ先

〒894-0001 鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地49 陸上自衛隊奄美駐屯地
TEL 0997-54-1060 内線352
FAX 0997-54-1066
第443会計隊 契約班 担当：松竹

仕 様 書

件 名	奄美駐屯地 古紙売払	作成年月日	令和6年1月22日
		所 属	奄美駐屯地業務隊 管理科

1 場 所

鹿児島県奄美市名瀬大字大熊266番地9号 陸上自衛隊奄美駐屯地

2 概 要

奄美駐屯地から排出される古紙（ダンボール・その他紙類（新聞紙・雑誌・本））の回収

3 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 年間排出予定数量

区 分	予定数量	備 考
古紙（ダンボール・その他紙類 （新聞紙・雑誌・本））	8, 1 1 0 kg	別紙のとおり

5 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
- (2) 駐屯地内に入出門する際の手続きは、官側の指示に従い実施するものとする。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は、請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。

6 特記事項

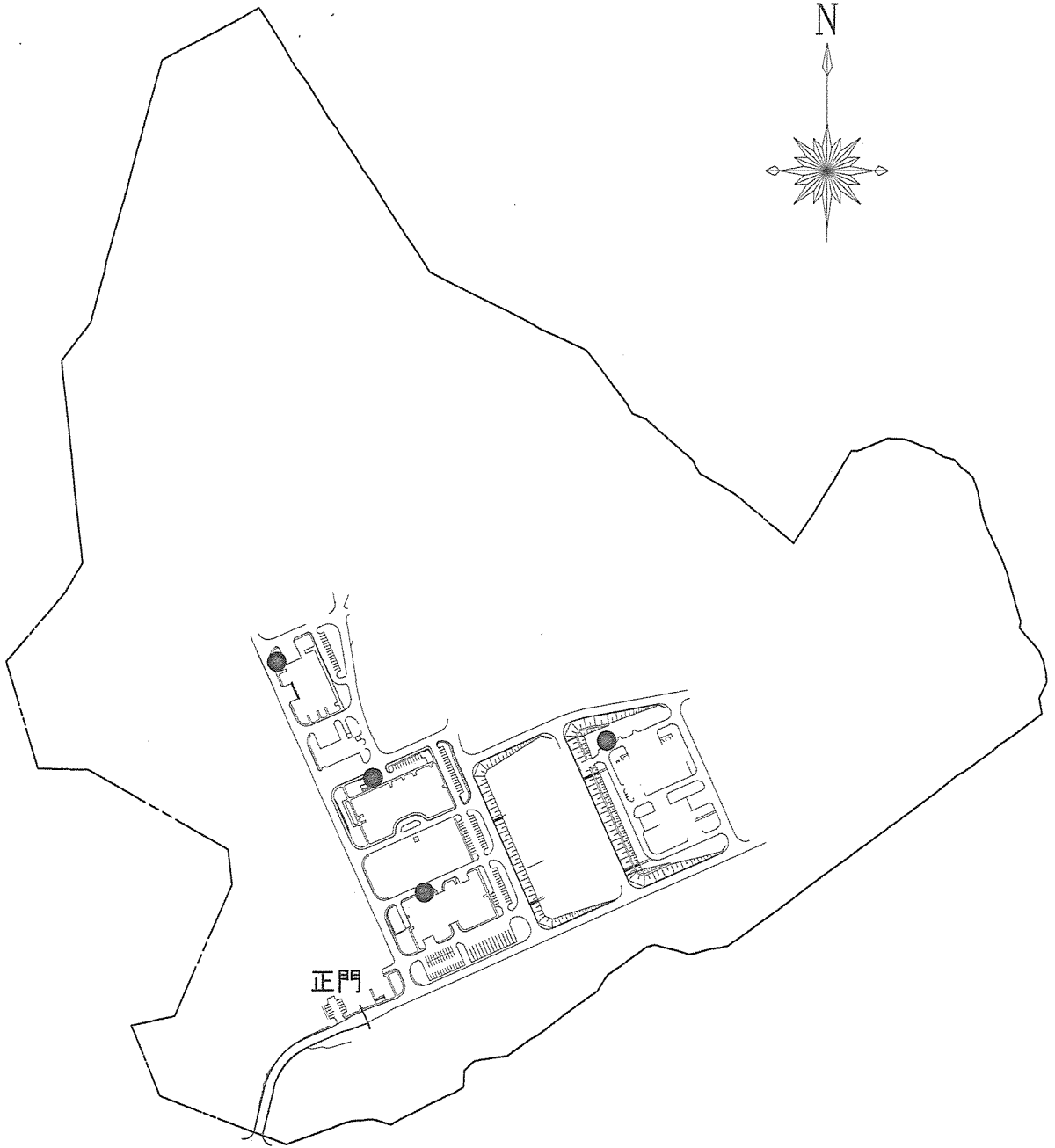
- (1) 回収日は毎週1回（月曜日から金曜日の間）を基準とする。
また、回収日が祝祭日の場合又は、長期休暇期間前後等の資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
- (2) ゴミ置き場の位置は、別図のとおりとする。
- (3) 回収量確認伝票は一か月毎に提出すること。
- (4) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しのないよう十分に注意を払うものとする。また、リサイクルが不可能なほどに濡れ等汚損している紙資源については、回収不可能の旨貼紙等表示をすること。

令和6年度奄美駐屯地古紙売払 予定数量等

月	予定数量 (kg)	備 考
4月分	700	
5月分	550	
6月分	750	
7月分	800	
8月分	450	
9月分	650	
10月分	550	
11月分	800	
12月分	700	
1月分	500	
2月分	660	
3月分	1,000	
合 計	8,110	

※ 古紙全体における内訳については、概ね、
ダンボール類 : その他紙類 (新聞紙・雑誌・本)
80% : 20% = 100%

ゴミ置き場位置図



凡 例	
●	ゴミ置き場(4箇所)

仕 様 書

件 名	瀬戸内分屯地 古紙売払	作成年月日	令和6年1月22日
		所 属	奄美駐屯地業務隊 管理科

1 場 所

鹿児島県大島郡瀬戸内町大字節子684番地2 陸上自衛隊瀬戸内分屯地

2 概 要

瀬戸内分屯地から排出される古紙（ダンボール・その他紙類（新聞紙・雑誌・本））の回収

3 期 間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

4 年間排出予定数量

区 分	予定数量	備 考
古紙（ダンボール・その他紙類 （新聞紙・雑誌・本））	2, 100 kg	別紙のとおり

5 一般事項

- (1) 本件は、本仕様書により実施するものとする。また、本仕様書に記載なき事項であっても、本件に必要な事項は係官と調整の上実施するものとする。
- (2) 駐屯地内に入出門する際の手続きは、官側の指示に従い実施するものとする。
- (3) 回収の際、駐屯地施設を損傷、汚損した場合は、請負者の責任において、速やかに原形に復旧すること。
- (4) 駐屯地内の走行には十分に注意し事故のないよう努めること。
- (5) 不明な事項は係官と調整の上、実施するものとする。

6 特記事項

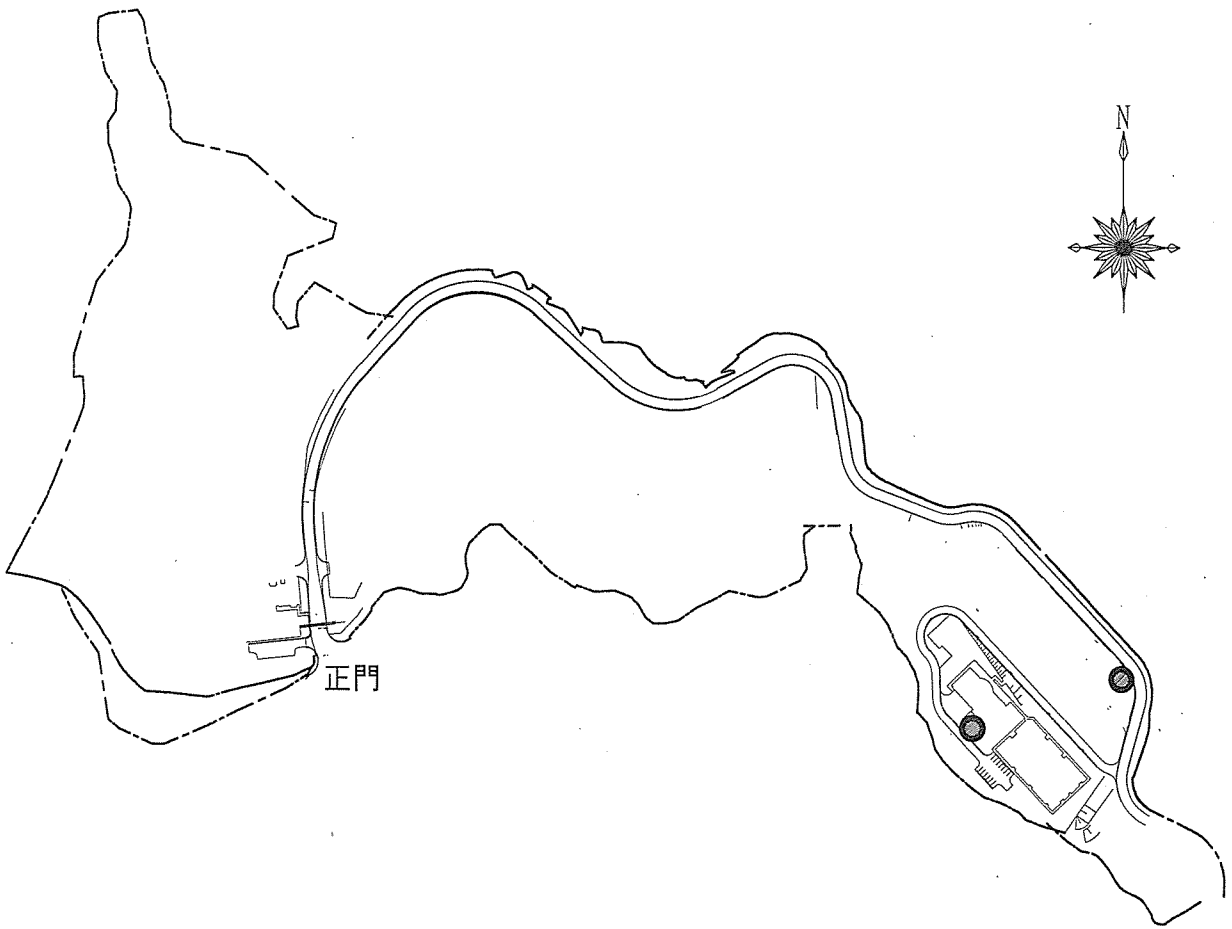
- (1) 回収日は毎月2回（隔週とし、月曜日から金曜日の間）を基準とする。
また、回収日が祝祭日の場合又は、長期休暇期間前後等の資源量によっては、回収日の調整を行うことがある。
- (2) ゴミ置き場の位置は、別図のとおりとする。
- (3) 回収量確認伝票は一箇月毎に提出すること。
- (4) 回収作業において、作業現場の風紀・衛生管理上、収集後は、積み残しのないよう十分に注意を払うものとする。また、リサイクルが不可能なほどに濡れ等汚損している紙資源については、回収不可能の旨貼紙等表示をすること。

令和6年度瀬戸内分屯地古紙売払 予定数量等

月	予定数量 (kg)	備考
4月分	150	
5月分	150	
6月分	150	
7月分	200	
8月分	200	
9月分	200	
10月分	150	
11月分	150	
12月分	200	
1月分	200	
2月分	150	
3月分	200	
合計	2,100	

※ 古紙全体における内訳については、概ね、
ダンボール類 : その他紙類 (新聞紙・雑誌・本)
80% : 20% = 100%

ゴミ置き場位置図



凡 例	
●	ゴミ置き場